



空き家を整備する費用を補助します

【空き家所有者向け】

空き家所有者が売買や賃貸することを目的として空き家を改修する費用の一部を補助します。

1 補助の内容

- 空き家の改修、清掃等の費用の1/2の額
▷ 上限額 50万円

2 補助の対象者

- 次の全てに該当する方です。
 - (1) 市内の居住用空き家の所有者又はその相続人
 - (2) 市税の滞納がないこと
 - (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

3 補助の対象となる空き家

- 市の空き家台帳に登録されている空き家
又は概ね1年以上使用されていない空き家

4 補助の対象となる事業

- 次の全てに該当する事業です。
 - (1) 空き家を売買又は賃貸するための整備
 - (2) 市内に本店がある事業者による整備
 - (3) 整備費用が10万円以上であること
 - (4) 申請した年度内に完了報告ができること
 - (5) 整備後の空き家を空き家バンクに登録すること
 - (6) 申請時点で、媒介や売買等の契約がないこと
 - (7) 過去にこの補助金の交付を受けた空き家でないこと

【空き家の整備】

増改築、改修、修繕、模様替え、設備工事、清掃、残置物撤去、廃棄物処分、庭木伐採、草刈 など

5 申請受付期間

- 予算に達するまで



6 申請等の手続き

- 整備着手前に申請が必要です。ご注意ください。

補助金申請書類の提出 (申請者→市)

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 空き家の登記簿又は固定資産税課税明細書の写し
- (3) 整備の見積書及び内訳明細書の写し
- (4) 空き家の全体及び整備を行う箇所の写真
- (5) 確認済証の写し及び図面 (建築確認が必要な場合)
- (6) 市税を滞納していないことの証明書 等



交付決定通知書の送付 (市→申請者)

書類審査後、交付決定通知書を送付します



整備の着手、完了 (申請者)

申請内容に変更があった場合は変更申請書を提出



補助金の請求 (申請者→市)

【提出書類】

- (1) 事業完了実績報告書兼補助金交付請求書
- (2) 整備費の領収書の写し
- (3) 整備後の空き家の全体及び整備箇所の写真
- (4) 検査済証の写し (確認済証の交付ありの場合) 等



補助金の交付 (市→申請者)

適正と認められた場合、指定口座に補助金を振り込みます。

※詳細等、必ず交付要綱をご確認ください。

【申請窓口、お問い合わせ先】
北上市 都市計画課 住宅政策係
☎0197-72-8278

